

定 款

公益財団法人 大阪タクシーセンター

定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人大阪タクシーセンター（以下「本センター」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本センターは、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

2 本センターは、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本センターは、タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）（以下「タク特法」という。）に定める各業務の実施機関として、中立性及び公平性を基本的な姿勢に、タクシー事業の業務の適正化を図ることにより、輸送の安全及び利用者の利便の確保に資することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本センターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) タクシー運転者の登録等

- ① タクシー運転者の登録及び運転者証の交付等
- ② 個人タクシー事業者乗務証の交付等

(2) タクシー事業の適正化事業

- ① タクシー運転者に対する道路運送法及びタク特法等に違反する行為の防止及び是正のための指導
- ② タクシー乗場の設置及び運営
- ③ タクシー利用者からの苦情、要望並びに忘れ物の申告の受付及び処理
- ④ タクシー運転者に対する講習
- ⑤ タクシー運転者に対する研修及び指導主任者等に対する研修
- ⑥ タクシー乗場における利用者の誘導案内及びタクシー車両の誘導整

理

- (3) タクシー運転者に対する輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験
 - (4) タクシー事業に関する調査
 - (5) 旅客自動車運送事業に従事する運転者に対する適性診断事業
 - (6) その他の事業
 - ① タクシー運転者の共同休憩所の設置及び運営
 - ② タクシー運転者の登録用の写真事業
 - ③ 研修用教本及び用紙等の販売事業
 - ④ 土地及び建物賃貸事業
 - ⑤ その他本センターの目的を達成するために必要な事業
- 2 前項第1号②、第2号①、②、③、⑤、⑥、第3号及び第4号に掲げる公益目的事業は、大阪府の内、タク特法施行規程第2条に定める大阪地域において行うものとする。

第 3 章 資産及び会計

(財産の種別)

- 第 5 条 本センターの財産は、基本財産及びその他の財産の2種とする。
- 2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 本センターの目的である事業を行うために不可欠なものとして別表第1において表示した財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

- 第 6 条 本センターの財産の管理は、会長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める。
- 2 基本財産のうち現金は、郵便事業会社若しくは銀行等への定期預金、信託会社への信託又は国債若しくは公社債の購入等安全、確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の維持及び処分の制限)

- 第 7 条 基本財産については、適正な維持及び管理に努めるものとする。
- 2 基本財産は、その一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会において、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事現在数の3分の2以上の決議を経て評議員会

の承認を受けなければならない。

(経費の支弁)

第 8 条 本センターの経費は、その他の財産をもって支弁する。

(事業年度)

第 9 条 本センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 10 条 本センターの次の書類については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、登録諮問委員会（登録事務等事業及び収益事業に係る事項に限る。）及び適正化事業諮問委員会（適正化事業及び収益事業に係る事項に限る。）の意見を聞き、理事会において決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事現在数の3分の2以上の決議を経て評議員会の承認を受けた後、タク特法の規定に基づき近畿運輸局長に提出し、認可（適正化事業及び地理試験事務事業に限る。）を受けるとともに毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) 事業者負担金の額及び徴収方法

(4) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

2 第1項の事業計画書及び収支予算書等については、主たる事務所及び従たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 11 条 本センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、登録諮問委員会（登録事務等事業及び収益事業に係る事項に限る。）及び適正化事業諮問委員会（適正化事業及び収益事業に係る事項に限る。）の意見を聞き、理事会において決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事現在数の3分の2以上の承認を経て定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受け、その事業年度終了後3箇月以内に行政庁及びタク特法の規定に基づき近畿運輸局長に提出しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第12条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

（借入金）

第13条 本センターが資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する借入金を除き、理事会において、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事現在数の3分の2以上の決議を経て評議員会の承認を受け、かつ、近畿運輸局長に届け出なければならない。

第4章 評議員

（評議員）

第14条 本センターに評議員6名以上8名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第15条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 本センターの評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(3) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(任 期)

- 第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又

は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第 17 条 評議員に対して、各年度の総額が 32 万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 3 前二項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第 5 章 評 議 員 会

(構 成)

第 18 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権 限)

第 19 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 財産目録の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 20 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、3 月及び必要がある場合に開催する。

(招集等)

第 21 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、会長は評議員会を招集しなければならない。

- 4 会長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して書面をもって通知を発しなければならない。
- 5 前項に関わらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催できる。
- 6 評議員会の議長は、評議員の互選とする。

(決議等)

第 2 2 条 評議員会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員現在数の3分の2以上が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議のうち第3号は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員現在数の4分の3以上に当たる多数をもって行い、その他については、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員現在数の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

- 5 理事が、評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 2 3 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が記名押印する。

第 6 章 役 員

(役員を設置)

第 24 条 本センターに次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上8名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を会長、1名を専務理事、2名以内を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第 25 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長及び専務理事並びに常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 本センターの理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事現在数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。本センターの監事には、本センターの理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに本センターの使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

4 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 適正化業務に従事する役員は、会長が指名し、タク特法の規定に基づき近畿運輸局長の認可を受けなければならない。

6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第 26 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本センターを代表し、その業務を執行する。

3 専務理事は、会長を補佐し、本センターの常務を統括する。

4 常務理事は、専務理事を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本センターの業務を分担執行する。

5 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2

回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 27 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本センターの業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 28 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠により選任された理事又は監事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 29 条 理事又は監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 適正化業務に従事する役員解任は、タク特法の規定に基づき近畿運輸局長の認可を受けなければならない。

(役員報酬等)

第 30 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

3 前二項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第 7 章 理 事 会

(構成)

第 31 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限等)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本センターの業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び専務理事並びに常務理事の選定及び解職

(招集等)

第 33 条 理事会は、会長が招集する。

2 前項の規定に関わらず、会長が必要と認めるとき又は次のいずれかに該当する場合には、会長は、その請求があった日から 2 週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- (1) 会長以外の理事から会議の目的である事項を示して、会長に招集の請求があったとき。
- (2) 監事から職務にもとづき会長に招集の請求があったとき。

3 前項の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事又は監事は、臨時理事会を招集することができる。

4 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

5 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

6 理事会を招集するときは、開催日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

(定足数及び決議等)

第 34 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上の出席により成立する。

2 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の 3 分の 2 以上が出席し、その過半数をもって行う。

3 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

4 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 登録諮問委員及び適正化事業諮問委員

第 1 節 登録諮問委員

(登録諮問委員の定数)

第 36 条 本センターに、タク特法に基づく非常勤の登録諮問委員を置き、その定数は12名以内とする。

(選 任)

第 37 条 登録諮問委員は、タクシー事業者が組織する団体が推薦する者、タクシーの運転者が組織する団体が推薦する者及び学識経験のある者のうちから理事会の決議を経て、会長が任命する。

(職 務)

第 38 条 登録諮問委員は、第50条第1項に規定する事項を調査審議し、登録事務に関する必要な事項について、会長に意見を述べることができる。

(任 期)

第 39 条 登録諮問委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠又は増員により選任された登録諮問委員の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。

3 登録諮問委員は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお登録諮問委員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第 40 条 登録諮問委員は無報酬とする。

2 登録諮問委員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

3 前項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 2 節 適正化事業諮問委員

(適正化事業諮問委員の定数)

第 41 条 本センターに、タク特法に基づく非常勤の適正化事業諮問委員を置き、その定数は18名以内とする。

(選 任)

第 42 条 適正化事業諮問委員は、タクシー事業者が組織する団体が推薦する者、タクシーの運転者が組織する団体が推薦する者、学識経験のある者及びタクシー事業の利用者のうちから理事会の決議を経、かつ、タク特法の規定にもとづき近畿運輸局長の認可を受けて、会長が任命する。

(職 務)

第 43 条 適正化事業諮問委員は、第 57 条第 1 項に規定する事項を調査審議し、適正化事業に関する必要な事項について会長に意見を述べることができる。

(任 期)

第 44 条 適正化事業諮問委員の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠又は増員により選任された適正化事業諮問委員の任期は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。

3 適正化事業諮問委員は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、適正化事業諮問委員としての権利義務を有する。

(解 任)

第 45 条 適正化事業諮問委員が次のいずれかに該当するときは、理事会において決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事現在数の 3 分の 2 以上の決議を経て解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 46 条 適正化事業諮問委員は無報酬とする。

2 適正化事業諮問委員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

3 前項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 9 章 登録諮問委員会及び適正化事業諮問委員会

第 1 節 登録諮問委員会

(設 置)

第 47 条 本センターに、登録諮問委員会を置く。

(構 成)

第 48 条 登録諮問委員会は、登録諮問委員をもって構成し、議長は登録諮問委員の互選とする。

(招 集)

第 49 条 登録諮問委員会は、会長が招集する。

- 2 会長は、登録諮問委員の総数の4分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があった時は、登録諮問委員会を招集しなければならない。
- 3 登録諮問委員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各登録諮問委員に通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。

(諮問事項)

第50条 登録諮問委員会は、この定款及び別に定めるもののほか、会長の諮問に応じ、登録事務等の実施に関する事項について調査審議する。

- 2 登録諮問委員会は、登録に関する必要な事項について、会長に意見を述べることができる。

(定足数及び議決)

第51条 登録諮問委員会は、委員の総数の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 登録諮問委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第52条 やむを得ない理由のため登録諮問委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の委員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その委員は出席したものとみなす。
- 3 会長は、緊急を要する事項又は軽易な事項については、書面又は持ち回りの方法により全委員の賛否を求め、委員現在数の過半数の同意をもって登録諮問委員会の議決に代えることができる。

(議事録)

第53条 登録諮問委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 登録諮問委員の現在数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、記名及び押印をしなければならない。

第 2 節 適正化事業諮問委員会

(設 置)

第 54 条 本センターに、適正化事業諮問委員会を置く。

(構成等)

第 55 条 適正化事業諮問委員会は、適正化事業諮問委員をもって構成し、議長は適正化事業諮問委員の互選とする。

2 適正化事業諮問委員会に部会を置くことができる。

3 部会には、専門委員を置くことができる。

4 部会に関し、必要な事項は、会長が定める。

(招 集)

第 56 条 適正化事業諮問委員会は、適正化事業の財産、会計及び業務の執行に関する不正の事実の発見により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、適正化事業諮問委員の総数の4分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があった時は、適正化事業諮問委員会を招集しなければならない。

3 適正化事業諮問委員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開催日の1週間前までに、各適正化事業諮問委員に通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。

(諮問事項)

第 57 条 適正化事業諮問委員会は、この定款で別に定めるもののほか、会長の諮問に応じ、適正化業務の実施に関する重要な事項について調査審議する。

2 適正化事業諮問委員会は、必要な事項について会長に意見を述べることができる。

(定足数及び議決)

第 58 条 適正化事業諮問委員会は、諮問委員現在数の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 適正化事業諮問委員会の議事は、この定款で別に定めるもののほか、出席委員の過半数をもって可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 59 条 やむを得ない理由のため適正化事業諮問委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他

の委員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その委員は出席したものとみなす。

3 会長は、緊急を要する事項又は軽易な事項については、書面又は持ち回りの方法により全委員の賛否を求め、委員現在数の過半数の同意をもって適正化事業諮問委員会の決議に代えることができる。

(議事録)

第 60 条 適正化事業諮問委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 適正化事業諮問委員の現在数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が、記名及び押印をしなければならない。

第 10 章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第 61 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 15 条についても適用する。

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解 散)

第 62 条 本センターは、基本財産の滅失による本センターの目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 63 条 本センターが公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会において、決議について特別の利害関係を有

する評議員を除く評議員現在数の4分の3以上の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第64条 本センターが清算をする場合において有する残余財産は、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員現在数の4分の3以上の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第65条 本センターの公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 補 則

(事務局)

第66条 本センターの事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(書類及び帳簿の備付け)

第67条 事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備えておかなければならない。なお、当該書類及び帳簿については、法令の定めに従い、保存しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 財産目録
- (3) 理事、監事及び評議員の名簿
- (4) 役員及び評議員の報酬並びに費用等に関する規程
- (5) 事業計画書及び収支予算書等

- (6) 事業報告書、貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び附属明細書
 - (7) 監査報告書
 - (8) 理事会、評議員会及び別に定款に定める機関の議事に関する書類
 - (9) 登録諮問委員及び適正化事業諮問委員並びに職員の名簿
 - (10) 許可、認可等及び登記に関する書類
 - (11) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項第1号から第8号に掲げる書類については、法令の定めに従い、閲覧等の情報公開を行うものとする。

第 13 章 細 則

(委 任)

第 68 条 この定款に定めるもののほか、本センターの運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第9条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本センターの最初の代表理事は小池 俊二とする。
- 4 本センターの最初の業務執行理事は、次に掲げる者とする。
 - 専務理事 八木 敏和
 - 常務理事 岡島 和彦
 - 常務理事 吉田 豊
- 5 本センターの最初の評議員は、次に掲げる者とする。
 - 安部 誠治
 - 吉田 豊
 - 城 寔彦

渡久地歌子
古知愛一郎
迫田 謙典
新山 紀之
久松 勇治

平成27年4月1日 一部改正
この一部改正定款は平成27年4月1日から施行する。

平成27年7月1日 一部改正
この一部改正定款は平成27年7月1日から施行する。

平成27年10月1日 一部改正
この一部改正定款は平成27年10月1日から施行する。

別表第1 移行時の基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産
以外のもの）（第5条関係）

財産種別	場所・物量等
利付国債	20年物 額面 1,000万円 (移行登記前日の財産目録において基本財産と されているもの)